

※ 本協定書（案）は、応募者が応募グループであることを想定して作成しています。応募者が単独事業者である場合には、必要な範囲で変更を行います。

斑鳩町マルシェ・宿泊施設等事業者誘致事業

基本協定書（案）

平成 30 年 7 月 3 日

斑鳩町

斑鳩町マルシェ・宿泊施設等事業者誘致事業 基本協定書

斑鳩町（以下「甲」という。）と、●●グループの代表構成員である【事業者名】、構成員【事業者名】、及び構成員【事業者名】（以下併せて「乙」という。）とは、斑鳩町マルシェ・宿泊施設等事業者誘致事業（以下「本事業」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。なお、甲が公表した「斑鳩町マルシェ・宿泊施設等事業者誘致事業」（附属資料を含み、以下「募集要項」という。）及び募集要項に関する質問回答（募集要項と合わせて、以下「募集要項等」という。）において定義された用語は、本協定においても同様の意義を有する。

第1章 総 則

（趣旨）

- 第1条 本協定は、募集要項等に基づき、甲及び乙が、甲乙間の本事業に係る「斑鳩町マルシェ・宿泊施設等事業者誘致事業 事業用定期借地権等設定契約書」（以下「事業用定期借地権等設定契約」という。）の締結に向けた事務手続きを含む本事業の実施に係る必要な事項を定めるため、締結する。
- 2 本協定において、乙の義務として定められているものについては、代表構成員及び各構成員は連帯してこれを負担するものとする。

（本事業の趣旨の尊重等）

- 第2条 乙は、本事業の実施に当たって、募集要項等及び募集要項等に基づき乙が提出した事業提案書の内容（乙が作成した甲からの質問に対する回答書及び本協定締結までに提出したその他の一切の書類で甲が事業提案書に含まれると認めたものを含み、以下「事業提案書」という。）に沿って、本事業の公共性及び趣旨を尊重し、誠意をもって本事業を実施しなければならない。

（事業内容）

- 第3条 本事業は、以下の業務から構成される。

- (1) マルシェの整備・運営
- (2) 宿泊施設の整備・運営
- (3) 便所を含む路外駐車場の整備・運営
- (4) ●●●●（事業者が提案する町の観光振興に資する施設の整備・運営）

（有効期間）

- 第4条 本協定の有効期間は、本協定締結日から本事業の終了日までとする。ただし、事業用定期借地権等設定契約の締結に至らなかった場合は、事業用定期借地権等設定契約の締結に至る可能性がないと甲が判断して乙に通知した日までとする。
- 2 本協定の終了にかかわらず、第7条、第11条並びに第15条乃至第17条の規定の効力は存続するものとする。

(財産)

第5条 本事業の実施にかかる一切の費用は、本協定及び募集要項等で別途定める場合を除き、乙が負担するものとする。

- 2 本事業に基づき、乙が新たに設置する施設等の所有権は乙に帰属するものとし、これにかかる一切の費用（終了時の解体撤去等の原状回復費用を含む。）は乙が負担するものとする。

第2章 事業用定期借地権等設定契約の締結

(契約スケジュール)

第6条 甲と乙は、平成30年●月●日までに、町有地に係る事業用定期借地権等設定契約を締結する。

- 2 前項の事業用定期借地権等設定契約に係る借地権は、マルシェ、宿泊施設並びに便所については借地借家法（平成3年法律第90号）第23条第2項に基づく事業用定期借地権、路外駐車場については普通借地権とする。
- 3 第1項による期限にやむを得ず変更の必要が生じる場合には、甲、乙協議して定めるものとする。

(事業用定期借地権等設定契約の不成立)

第7条 前条の規定にかかわらず、甲は、乙が募集要項等に定める資格要件を喪失し若しくは有していないことが判明した場合、又は乙が募集要項等に基づく事業者の選定手続き等甲の業務に関し不正ないしは不誠実な行為をしたと認めた場合その他乙の責めに帰す事由により事業用定期借地権等設定契約が締結できない場合、本協定を終了することができる。この場合、【代表構成員名】は●●●●千円を違約金として甲に支払うものとする。なお、当該違約金の定めは損害賠償額の予定ではなく、これにより甲が被った損害のうち、当該違約金により回復されないものがあるときは、その部分について甲が損害賠償の請求を行うことを妨げないものとする。

第3章 本事業の実施

(準備行為)

第8条 乙は、事業用定期借地権等設定契約の締結前に、町有地の調査等を行う場合、事前に甲の許可を得た上で行わなければならない。

- 2 前項に基づいて計画地の調査等を行う場合、乙は、甲の要請に応じて、当該調査等の事前説明又は事後報告を行わなければならない。

(関係法令の手続き等)

第9条 乙は、本事業の実施に必要となる関係法令等に基づく関係機関との協議を行い、必要な手続及び許認可の取得を行うものとする。なお、これに係る一切の費用は乙が負うものとする。

(住民説明等)

第10条 乙らは、マルシェ、宿泊施設及び路外駐車場の整備・運営の実施に当たっては、周辺住民等に対して十分な説明を行い、住民意見を尊重した事業実施に努めなければならない。

- 2 乙らは、予め甲の書面による承諾を受けない限り、前項に基づく住民説明又は近隣対策の不調を理由として募集要項等及び事業提案書に基づく本事業の内容を変更してはならない。

(事業の実施が困難になった場合の措置)

第11条 事業用定期借地権等設定契約が締結される前に、関連する法令及び制度の重大な変更等、甲、乙のいずれの責めにもよらない事由により、本事業が実施できない、あるいは実施できる見込みがなくなった時は、本協定は当然に終了し、甲、乙がそれまでに要した費用は、それぞれの負担とする。

(権利義務の譲渡等)

第12条 乙は、予め甲の書面による承諾を得た場合を除き、本協定により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、担保その他の権利の用に供し、又は承継させてはならない。

- 2 乙が前項により、第三者に本協定により生ずる権利の譲渡又は本契約上の地位の承継を行う場合、乙は、当該第三者に対し、本協定における乙の甲に対する義務と同等の義務を、当該第三者に負わせるものとする。

第4章 補則

(著作権等)

第13条 甲は、事業提案書について、事業者の選定・公表・展示・その他甲が必要と認める場合に無償で利用する権利（公表、改変、複製、展示、頒布、翻案する権利を含む。以下本条において同じ。）を有するものとし、その権利は、本協定及び事業用定期借地権等設定契約の終了後も存続する。

- 2 事業提案書が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に定める著作物に該当する場合における著作権等の権利の帰属については、同法に定めるところによる。
- 3 事業提案書が著作権法に定める著作物に該当する場合における著作権者の権利に関して、乙は、予め甲の書面による承諾を受けた場合を除き著作権の譲渡及び承継を行い、又は著作権者をして行わせてはならない。

(著作権の侵害の防止)

第14条 乙は、事業提案書を利用する行為が、第三者の著作権を侵害するものでないことを甲に保証する。

(秘密の保持)

第15条 甲及び乙は、本基本協定に関する事項について知り得た情報につき、相手方の事前の書面による承諾を得ることなく第三者に開示しないこと、及び本基本協定の履行の目的以外には使用しないことを確認する。ただし、次の各号に定める場合はこの限りではない。

- (1) 本基本協定締結前に、既に自ら保有していた場合
- (2) 公知であった場合
- (3) 本基本協定に関して知った後、自らの責めによらないで公知になった場合
- (4) 本基本協定に関して知った後、正当な権利を有する第三者から何らの秘密保持義務を課せられることなしに取得した場合
- (5) 裁判所により開示が命じられた場合
- (6) 乙が本事業に関する資金調達を図るために合理的に必要なものとして開示する場合
- (7) 甲が議会に開示する場合
- (8) 甲又は乙がそれぞれの弁護士等のアドバイザーに守秘義務を課して開示する場合
- (9) 甲が斑鳩町公文書の開示に関する条例（平成10年条例第1号）に基づき開示する場合
- (10) その他甲又は乙が法令に基づき開示する場合

(管轄裁判所)

第16条 本協定に関する紛争については、奈良地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

(定めのない事項等)

第17条 本協定に定めのない事項及び本協定に関し疑義が生じたときは、甲、乙間で協議して定めるものとする。

以上

(以下本頁余白)

本協定の成立を証するため、本書●通を作成し、協定当事者記名押印の上、それぞれその1通を所持する。

平成30年●月●日

甲 奈良県生駒郡斑鳩町法隆寺西3丁目7番12号
斑鳩町
斑鳩町長 印

乙 [グループ名称]
(代表構成員)
所在地
代表者氏名 印

(構成員)
所在地
代表者氏名 印

(構成員)
所在地
代表者氏名 印